

長 第 04140002 号  
令和3年8月31日

各高齢者サービス事業者 代表者 様

和歌山県福祉保健部  
介護サービス指導室長  
(公印省略)

高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症の対応等の更なる徹底について（周知徹底）

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の適切な実施について、誠に感謝申し上げます。

新型コロナウイルスについて、感染力が強い変異株（デルタ株）による感染が全国的に急拡大している状況であり、感染が高齢者施設・事業所に持ち込まれると、集団感染となるおそれがある、十分あり、強い危機感を持ち対応すべき状況にあります。

本県においても、8月中旬から新規感染者が過去最多の水準が続いている。

高齢者施設等における更なる感染拡大と施設内での集団感染を食い止めるため、下記の感染防止対策について、施設等全体で、気を緩めることなく徹底していただき、万全を期すよう、改めてお願ひします。

記

### 1. 彻底していただきたい感染防止対策

- 在宅から高齢者施設への入所時はもちろん、病院を退院し、高齢者施設への入所・利用時においても、（病院から来たので大丈夫と思わず）抗原簡易キットを活用し、検査を徹底する。
- 家庭内で家族から感染する介護職員が増えているため、家庭内においても感染予防対策に留意する。
- 不要不急の外出を控える。（「県民の皆様へのお願ひ」の順守）
- 新型コロナウイルスワクチン2回接種後も、感染及び発症、他人への感染事例が確認されているため、ワクチン接種後も、マスク・手洗い・手指消毒・換気等の基本的な感染予防対策を徹底する。
- 少しでも症状(発熱・咳・倦怠感・味覚異常など)があれば出勤せず、直ちにクリニックを受診する。また、家族に発熱等の症状があれば、出勤を控える。

### 2. 和歌山県及び厚生労働省からの通知等（URL 等参照）

#### (1) 県民の皆様へのお願ひ（和歌山県 令和3年8月31日）

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011900/d00208397.html>

#### (2) 「適切なケアマネジメント手法の策定、普及推進に向けた調査研究事業（令和3年度老人保健健康増進等事業）」の「手引き」等の解説動画公開のご連絡について（情報提供）【その2】（令和3年8月24日付け厚生労働省事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000822936.pdf>

#### (3) 年金生活者支援給付金の支給に関する対応について（協力依頼）（令和3年8月27日付け老高発0827第1号他厚生労働省関係課長連名通知）

県介護サービス指導室  
TEL : 073-441-2527 (直通)

# 県民の皆様へのお願い（令和3年8月31日）

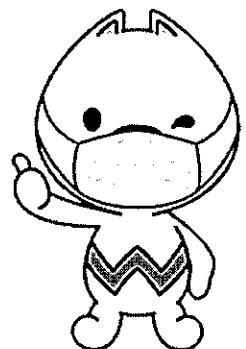
- 不要不急の外出を控える
- 大阪府、兵庫県、京都府、滋賀県、三重県のほか、緊急事態措置やまん延防止等重点措置区域への不要不急の外出を控えるとともに、やむを得ず外出する場合でも、会食や接待を伴った飲食をしない
- 帰省はできるだけ控えて  
既に帰省している人は、家族以外との会食を控える
- 県外への通勤・通学は直行直帰し、会食は控える
- 在宅勤務（テレワーク）の積極的な活用を
- 飲食・カラオケは慎重に
- 遅くまで集団で会食・宿泊をしない
- 学校・教育現場での感染予防対策の徹底
  - 県立学校の夏休みは8月31日まで  
9月1日以降は、分散登校とオンライン授業を当面の間、実施（特別支援学校は除く）  
部活動については、ガイドラインに沿って実施し、練習試合は控える  
家族に発熱等の症状があれば、参加は控える
- 学童保育や習い事・塾などの感染予防対策の徹底
- イベントや催物の開催は慎重に
- 宿泊施設は、県外からの新規宿泊予約の受付を控える
- 県外への観光は自粛
- 県内も、リフレッシュプラン2ndの利用は、新規予約を控えるとともに、できる限り延期を
- 症状が出れば、通勤通学を控えて直ちにクリニックを受診
- 家族に発熱等の症状があれば、出勤を控える  
※クリニックは、保健所の判断を待たずに、陽性者の同居家族などへの検査を促進
- ワクチン接種を早く予約する
- ワクチン接種後も引き続きマスク着用等の徹底を
- キャンプやバーベキューは、キャンプ場など所定の場所で、管理者の定めるルールを守って、密にならないよう感染予防対策をするとともに、ゴミは持ち帰る
- 冷房使用時でも定期的に換気するなど、基本的な感染予防対策を徹底する
- ◆ ◆
  - 事業所では発熱チェック
  - 病院・福祉施設サービスは特に注意  
医療現場においては、なお一層の感染予防対策を
  - 病院を退院し、福祉施設への入所・利用時にも、検査を徹底する
  - 濃厚接触者は陰性でもさらに注意
  - 医療機関は、まずコロナを疑う
  - 各事業所で感染拡大予防ガイドラインを遵守
  - 職場内でもマスクの着用を徹底する

## ・人権への配慮について

新型コロナウイルス感染症に対して不安を抱く中、人権侵害に当たる悪質な行為が見受けられます。新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染する可能性があることを理解し、人権に配慮した冷静な判断を心がけていただきますよう、お願いします。いかなる場合でも、不当な差別、いじめ等は決して許されません。コロナ差別相談ダイヤル：073-441-2563 FAX：073-433-4540

## ・感染拡大予防ポスターを県HPに掲載していますので、ダウンロードして御活用ください。

・感染拡大防止のため、厚生労働省の新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」をインストールしましょう。



## 不要不急の外出を控える

・和歌山県内にお住まいの方は、不要不急の外出を控えてください。外出が必要な場合は、基本的な感染予防対策の徹底をお願いします。

## 大阪府、兵庫県、京都府、滋賀県、三重県のほか、緊急事態措置やまん延防止等重点措置区域への不要不急の外出を控えるとともに、やむを得ず外出する場合でも、会食や接待を伴った飲食をしない

・大阪府、兵庫県、京都府、滋賀県、三重県、北海道、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、岡山县、広島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県が緊急事態措置やまん延防止等重点措置を実施している期間中は、当該都道府県への不要不急の外出を控えてください。やむを得ず外出が必要な場合は、基本的な感染予防対策を徹底し、会食や接待を伴う飲食はしないでください。

## 帰省はできるだけ控えて 既に帰省している人は、家族以外との会食を控える

・帰省が由来と疑われる感染事例が見受けられますので、帰省はできる限り控えてください。また、既に帰省されている方は、家族以外との会食は控えてください。

## 県外への通勤・通学は直行直帰し、会食は控える

・大阪など近隣府県で感染が拡大しており、感染リスクが高まっています。県外に通勤か通学されている方は、必要最低限の用事だけに留め、直行直帰し、会食は空けてください。

## 在宅勤務（テレワーク）の積極的な活用を

・大阪に通勤されている方は、積極的に在宅勤務（テレワーク）を行っていただきますようお願いします。

・県内事業者の皆様におかれましても、在宅勤務を活用していただきますようお願いします。

## 飲食・カラオケは慎重に

・飲食やカラオケの利用時はマスクを外す場面もあり、感染のリスクが高まる場合があります。基本的な感染予防対策を徹底して下さい。

## 遅くまで集団で会食・宿泊をしない

・友人や知人と夜遅くまで長時間、集団で会食し、そのまま友人の部屋に宿泊をして感染した事例がありましたので、そのような行動は控えてください。

## 県立学校の夏休みは8月31日まで 9月1日以降は、分散登校とオンライン授業を当面の間、実施（特別支援学校は除く）

・県立学校の夏休みは8月31日までとします。（夏休みが8月31日までの学校はそのまま）

・9月1日以降は、分散登校とオンライン授業を当面の間、実施します。（特別支援学校は除く）

※小中学校については、それぞれの状況に応じて適切な対応をとるよう市町村に対して依頼しています。

## 学校の部活動については、ガイドラインに沿って実施し、練習試合は控える 家族に発熱等の症状があれば、参加は控える

・部活動については、新型コロナウイルス感染症対策に係る和歌山県高等学校部活動ガイドラインに沿って実施することとします。また、県内外の学校との練習試合や合同練習等は禁止とします。・家族に発熱等の症状があれば、部活動やスポーツクラブへの参加は控えるようお願いします。

## 学童保育や習い事・塾などの感染予防対策の徹底

・学童保育をはじめ、習い事や学習塾等は、3密となる可能性が高いため、感染予防対策を徹底していただくとともに、児童・生徒に対しまスクの着用等について指導していただきますようお願いします。

## イベントや催物は慎重に

・イベントや催物は、延期や中止を検討していただきますようお願いします。

なお、全国的な移動を伴うイベントの開催については、県に事前相談をお願いします。

## 宿泊施設は、県外からの新規宿泊予約の受付を控える

・県外との往来を減少させるため、宿泊施設の皆様は、県外からの観光目的の新規宿泊予約の受付を控えていただきますようお願いします。

## 県外への観光は自粛 県内も、リフレッシュプラン2ndの利用は、新規予約を控えるとともに、できる限り延期を

・県外への観光が由来と疑われる感染事例が見受けられますので、県外への観光はできる限り控えてください。

・リフレッシュプラン2ndの利用について、当面、新規予約を控えていただくとともに、既にご予約されている方は、できる限り延期をお願いします。

## 症状が出れば通勤通学を控えて直ちにクリニックを受診 家族に発熱等の症状があれば、出勤を控える

・発熱や咳、味覚・嗅覚異常などの体調不良がある場合は、早い目に医療機関を受診するとともに、通勤・通学はせず、外出も控えるようお願いします。なお、前日に同様の症状があった場合、当日に症状が消失しても、通勤・通学は無理をしないようお願いします。また、家族内に同様の症状がある場合も、通勤・通学はしないようお願いします。 ※クリニックは、保健所の判断を待たずに、陽性者の同居家族などの検査を行ってください。

## ワクチン接種を早く予約する

・ワクチンは、重症化のリスクを下げる事が分かっています。積極的な接種をお願いします。

## ワクチン接種後も引き続きマスク着用等の徹底を

・ワクチンは、高い有効性が認められるものの、100%の発症予防効果が得られるものではなく、他人への感染をどの程度予防できるかは、明らかになっていません。ワクチン接種後も、引き続き、感染予防対策の徹底をお願いします。具体的には、「3つの密（密集・密接・密閉）」の回避、マスクの着用、石けんによる手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒の励行等をお願いします。

## キャンプやバーベキューは、キャンプ場など所定の場所で、管理者の定めるルールを守って、密にならないよう感染予防対策をするとともに、ゴミは持ち帰る

・キャンプやバーベキューは、市町村が管理するキャンプ場など所定の場所で、管理者の定めるルールを守って、密にならない等の基本的な感染予防対策を徹底するとともに、ゴミは持ち帰りましょう。

## 冷房使用時でも定期的に換気するなど、基本的な感染予防対策を徹底する

・窓を閉め切って冷房設備を使用する場合、室内が密閉空間となることから、感染リスクが高まるおそれがあります。そのため、定期的な換気を行ってください。

## 事業所では発熱チェック

・事業所において従業員の発熱等をチェックし、症状がある場合は業務に従事させず、クリニックの受診をすすめるなど、適切な対応をお願いします。

## 病院・福祉施設サービスは特に注意 医療現場においては、なお一層の感染予防対策を

・病院や福祉施設等の職員は、施設内への感染の持ち込みが発生しないように特に注意してください。また、訪問介護・通所サービスの職員やケアマネージャーの皆様は、御自身での感染予防対策をより徹底するとともに、事業所においても発熱のチェックを実施するなど、健康観察のさらなる徹底をお願いします。

## 濃厚接触者は陰性でもさらに注意

・本県では濃厚接触者の早期発見、早期PCR検査を実施しています。その中で、濃厚接触者が1回目のPCR検査で陰性となつても、2週間の経過観察中に陽性になった事例も見受けられます。濃厚接触者の方は、経過観察中は必ず自宅待機を行い、他の人の接觸を避けることを守ってください。

## 病院を退院し、福祉施設への入所・利用時にも、検査を徹底する

・病院を退院し、福祉施設へ入所したり、利用したりする場合にも、抗原検査キットにより検査を行ってください。

## 医療機関は、まずコロナを疑う

・医療機関、特にクリニックの皆様は、咳や微熱等の軽微な症状であっても、新型コロナウイルス感染症を疑い、速やかに検査を実施するなど、引き続き、患者の早期発見に努めていただきますようお願いします。

## 各事業所で感染拡大予防ガイドラインを遵守

・各事業所において、県や各業界が出している感染拡大予防ガイドラインを遵守するようお願いしています。多くの事業所ではガイドライン遵守に御協力いただいています。引き続きすべての事業所でガイドラインの遵守をお願いします。併せて感染拡大予防ポスターの掲示もお願いします。

## 職場内でもマスクの着用を徹底する

・県内事業所で、執務中にマスクを着用せずに会話をしたことが要因と疑われるクラスターが発生しました。職場では長時間にわたり同じ空間を共にすることから、マスクの着用や手指消毒、さらにドアノブ・手すり等の共用部分の消毒、定期的な換気等の感染予防対策も徹底してください。

事務連絡  
令和3年8月24日

各都道府県介護保険担当課（室）  
各市町村介護保険担当課（室） 御中  
各介護保険関係団体

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

「適切なケアマネジメント手法の策定、普及推進に向けた調査研究事業（令和3年度老人保健健康増進等事業）」の「手引き」等の解説動画公開のご連絡について（情報提供）

【その2】

平素より介護保険行政の適正な運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。  
さて、標記事業に係る「手引き」や過年度の報告書等につきましては、「適切なケアマネジメント手法の普及推進に向けた調査研究事業（令和2年度老人保健健康増進等事業）」の「手引き」について（情報提供）【その1】（令和3年6月23日厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡）において、当該事業の実施主体（（株）日本総合研究所）のHPに掲載の旨お知らせいたしましたが、今般、これらの解説動画（YouTube）が当該ホームページに掲載されました。

各自治体におかれましては、内容をご確認の上、管内の居宅介護支援事業者や介護支援専門員、関係団体、関係機関に周知いただくとともに、これらの解説動画等を積極的に活用し、管内の居宅介護支援事業者等の方々と研修会や事例検討会を実施するなど、ケアマネジメントの質の向上に向けた取組を一層進めさせていただきますよう特段のご配意をお願いいたします。

なお、今後、当該事業に係る進捗等につきましては、隨時お知らせしてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

○ 「適切なケアマネジメント手法」（再生リスト）

<https://youtube.com/playlist?list=PLN9FPW9wR0UGcJJ1YPCX6Dmv9Z4NUQa32>

## ○ 1章 適切なケアマネジメント手法って何だろう？

<https://www.youtube.com/watch?v=Y5ExbRb2v5w>

- 「適切なケアマネジメント手法」を作成した背景やねらい、手法を活用することで期待される効果について解説します。

## ○ 2章 適切なケアマネジメント手法の基本的な考え方

<https://www.youtube.com/watch?v=aKXcg4VIMRs>

- 「適切なケアマネジメント手法」の特徴と活用の考え方、手法の構成について解説します。さらに、手法として整理された各項目の意図についても解説します。

## ○ 3章 適切なケアマネジメント手法をどう取り入れる？

[https://www.youtube.com/watch?v=\\_7Dw01FBao8](https://www.youtube.com/watch?v=_7Dw01FBao8)

- ケアマネジメント実践における「適切なケアマネジメント手法」の取り入れ方を解説します。また、自治体や地域の他職種と協働での活用場面もご紹介します。

## ○ 4章 基本ケアの理解を深める

<https://www.youtube.com/watch?v=DWd4S2Ss2KU>

- 生活の基盤を整えるための基礎的な視点である「基本ケア」について、基本的な考え方と各項目の内容について解説します。
- 概要版（項目一覧）とその詳細（本編）は、（株）日本総合研究所HP内に掲載しています。

## ○ 5章 疾患別ケアの理解を深める

- それぞれの疾患を持つ方へのケア、疾患の予防のためのケアについて、基本的な考え方と各項目の内容について解説します。
- 概要版（項目一覧）とその詳細（本編）は、（株）日本総合研究所HP内に掲載しています。

### ① 脳血管疾患

<https://www.youtube.com/watch?v=ciu43-LBM7o>

### ② 大腿骨頸部骨折

<https://www.youtube.com/watch?v=yXLdPEidX1M>

### ③ 心疾患

<https://www.youtube.com/watch?v=qVsRsTTAu5w>

### ④ 認知症

<https://www.youtube.com/watch?v=Twjbx-X03E>

### ⑤ 誤嚥性肺炎の予防

<https://www.youtube.com/watch?v=Uqw1DmzzdWY>

○ 6章 適切なケアマネジメント手法の活用方法

<https://www.youtube.com/watch?v=RhoPD8z0Edg>

- これまでの取り組み実績も踏まえ「適切なケアマネジメント手法」の実践的な導入・活用場面、活用の段取りや準備など具体的な方法の例を解説します。

※ 参考

- 「適切なケアマネジメント手法の普及推進に向けた調査研究事業（令和2年度老人保健健康増進等事業）」の「手引き」について（情報提供）【その1】（令和3年6月23日厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課）

【担当】

厚生労働省 老健局  
認知症施策・地域介護推進課 人材研修係

電話：03-5253-1111（内線3936）

FAX：03-3503-7894

e-mail：[shinkou-jinzai@mhlw.go.jp](mailto:shinkou-jinzai@mhlw.go.jp)

老高発 0827 第 1 号  
老認発 0827 第 1 号  
老老発 0827 第 1 号  
年管管発 0827 第 2 号  
令和 3 年 8 月 27 日

各 都道府県・市町村  
民生主管部（局）長 殿

厚生労働省 老健局 高齢者支援課長  
( 公印省略 )  
老健局認知症施策・地域介護推進課長  
( 公印省略 )  
老健局老人保健課長  
( 公印省略 )  
年金局事業管理課長  
( 公印省略 )

年金生活者支援給付金の支給に関する対応について  
(協力依頼)

厚生労働行政の推進につきまして、平素から格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成 24 年法律第 102 号）に基づく年金生活者支援給付金（以下「給付金」という。）制度では、所得が前年より低下したこと等により、令和 3 年度に新たに給付金の支給対象となる方については、令和 2 年度と同様に簡易な給付金請求書（はがき型）（別添 1）を送付することとなっております（すでに給付金を受給している方については新たな手続は不要）。具体的には、主として以下の区分に応じて関係書類が送付されます。

- ・ 令和 3 年 4 月 1 日時点で基礎年金を受給しており、かつ、給付金の支給要件を満たしていることが確認できた方（以下「簡易な給付金請求書（はがき型）対象者」という。）に対しては、日本年金機構（以下「機構」という。）から、令和 3 年 8 月末以降順次<sup>\*1</sup>、簡易な給付金請求書（はがき型）<sup>\*2</sup>を、年金関係の通知をお送りしている住所へ送付します。
- ・ 65 歳に到達し、老齢基礎年金の請求を行う方（以下「老齢基礎年金新規

請求者」という。)に対しては、機構から、65歳の誕生月の約3ヶ月前に、A4サイズの給付金請求書(以下「給付金請求書」という。)が、年金請求書と同封して送付されます。

- ・ 障害基礎年金又は遺族基礎年金を新規に請求する方に対しては、その方からの請求により年金請求書にあわせて給付金請求書が送付されます。
- ・ その他の方(例:特別支給の老齢厚生年金の受給者、老齢基礎年金の繰上げ受給者、共済組合(私学事業団を含む。以下同じ。)へ基礎年金を請求する方<sup>\*3</sup>等)に対しては、受給する年金に応じた給付金の御案内等が送付されます。

※1 給付金は毎年、前年の所得等に基づく支給判定を行っていますが、当該支給判定に基づく支給対象期間については、10月から翌年9月までです。

※2 簡易な給付金請求書(はがき型)に氏名等を記入し、目隠しシールと切手を貼って郵便ポストへ投函することにより請求手続を行っていただきます。

※3 以下のような場合が該当します。

- ・ 共済組合のみに加入していた方が老齢基礎年金の請求書を共済組合に提出する場合
- ・ 共済組合に加入している期間中に初診日がある方が当該病気やケガにより障害基礎年金の請求書を共済組合に提出する場合
- ・ 共済組合の加入者であった方が亡くなった場合に、加入者の遺族が遺族基礎年金の請求書を共済組合に提出する場合

これらを受けて、簡易な給付金請求書(はがき型)対象者、老齢基礎年金新規請求者、障害基礎年金又は遺族基礎年金を新規に請求する方等(以下「簡易な給付金請求書(はがき型)対象者等」という。)は、それぞれ簡易な給付金請求書(はがき型)又は給付金請求書(以下「簡易な給付金請求書(はがき型)等」という。)を機構に提出していただくことにより給付金請求手続を行っていただくことが必要となります。簡易な給付金請求書(はがき型)対象者等の中には、介護保険施設入所者等の介護保険サービスを利用している方や、在宅の場合であっても、御自身だけでは手続が困難であり、周囲のサポートを必要とする方がいらっしゃることが想定されます。

つきましては、簡易な給付金請求書(はがき型)対象者等が給付金の支給手続を円滑に行えるように、下記の御対応をお願いしたいので、貴管内介護保険施設等への周知方よろしくお願ひいたします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の

規定に基づく技術的助言である旨申し添えます。

## 記

### 1 簡易な給付金請求書（はがき型）等が届いたことを確認した場合の対応

簡易な給付金請求書（はがき型）対象者等が居住する関係施設へ簡易な給付金請求書（はがき型）等が封入された封筒が届いた場合や、介護職員等が簡易な給付金請求書（はがき型）対象者等の自宅等を訪問した際に、この封筒が届いていることを確認した場合は、簡易な給付金請求書（はがき型）対象者等に対して、その封筒を確実にお届けいただいた上で、

- ① 封筒の中身が、給付金を受け取るための大切なお知らせであり、御自身で内容を十分に御確認いただく必要があること
- ② 給付金を受け取るためには同封されている簡易な給付金請求書（はがき型）に氏名等を記入し、目隠しシールと切手を貼り、郵便ポストに投函していただく必要があること、また、簡易な給付金請求書（はがき型）についてはなるべく記載の締切日までに届くようご提出いただきたいこと
- ③ 御不明点等については、「給付金専用ダイヤル」又はお近くの年金事務所に御相談いただきたいこと（別添2のリーフレットの電話番号を参照）をお伝えいただく等、可能な限り御協力をお願ひいたします。

なお、簡易な給付金請求書（はがき型）については、記載の締切日までにご提出いただけなかった場合もお手続きは可能ですが、令和4年1月4日までに届くようご提出いただけなかった場合、給付金は令和4年2月分以降からのお支払いとなり、令和3年10月分から令和4年1月分までの給付金を受け取れませんので、その点にご留意いただき、早期にお手続きされるようお伝えください。

### 2 御自身による確認等が困難な場合の対応

簡易な給付金請求書（はがき型）対象者等が、認知症等により、御自身にて簡易な給付金請求書（はがき型）等を確認することが困難といった事情がある場合は、介護職員等から、御家族、身元引受人又は後見人等に対して、その封筒を確実にお届けいただくとともに、簡易な給付金請求書（はがき型）等の確認を依頼していただくよう、可能な限り御協力をお願ひいたします。

なお、簡易な給付金請求書（はがき型）等の氏名等を自筆で書くことが困難な場合には、代理人等が代筆することが可能です。

### 3 管轄の年金事務所との連携

御不明点等がある場合には、お近くの年金事務所へ御相談ください。

(参考)

年金生活者支援給付金制度の概要等については、以下の厚生労働省ホームページも御参照願います。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/nenkinkyuu/fukin/index.html>

別添1：簡易な給付金請求書（はがき型）

別添2：簡易な給付金請求書（はがき型）同封リーフレット

別添3：簡易な給付金請求書（はがき型）封筒

## 年金生活者支援給付金請求手続きのご案内

（令和3年度）

- ✓ 本案内は年金生活者支援給付金が受け取れる方に、ご案内しています。
  - ✓ 同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）に、必要事項をご記入の上、  
（はがきに記載している期限までに届くようご提出ください※1。

請求手続きの流れ

- ① 同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）を切り取り線に沿って切り離し、氏名などを記入

② 目隠しシールと切手を貼り、郵便ペストに投函

- ③ 受給している年金と同時に、年金生活者支援給付金を支給※2  
審査結果の通知が到着  
支給決定の場合は、お支払い月の上旬に、振込通知書が到着

【ご注意ください】

- ※ 1 はがきに記載している期限までに請求書が届くようにご提出いただけなかった場合も手続きは可能です。ただし、令和4年1月4日までに請求書が届かなかつた場合、令和4年2月分以降からのお支払いとなり、令和3年10月分から令和4年1月分までの年金生活者支援給付金を受け取れません。

※ 2 年金生活者支援給付金のお支払いは、2か月分を翌々月の月中旬に年金と同じ受取口座に、年金とは別途お支払いします。

不明な点がございましたら、給付金専用ダイヤルまたは年金事務所へお問い合わせください。

日本年金機構  
Japan Pension Service

## はがき（年金生活者支援資金請求書）の書き方と見方

卷之四



## ■年金生活者支援給付金の見込み額

- |  |                  |
|--|------------------|
| <p>こののがきは、あなたの年金に上乗して支給される年金生活者<br/>支俸給金を受け取るための解説書です。</p>   |                  |
| <p><b>年金生活者支俸給金を受け取るためにには、以下の事項が求められます。</b></p> <p>やがて年金生活者支俸給金が受け取れます。</p> <p>年金生活者支俸給金は、公的年金等の年金額と合わせて年金生活者の生活の基盤を固めることを目的として、年金に上限をしてお渡しするものです。</p> <p>請求者が年金生活者支俸給金のいわゆる「年金」が受け取れています。</p> |                  |
| <p>年金生活者支俸給金<br/>受取人情報</p>   | <p>X,XXX 円</p>   |
| <p>年金生活者支俸給金<br/>年金生活者支俸給金</p>   | <p>年金生活者支俸給金</p> |

給付金のお問い合わせは「給付金専用ダイヤル」へ

- 給付金専用ダイヤル : **0570-05-4092** (ナビダイヤル)  
 050 から始まる電話でおかけになる場合は (東京) 03-5539-2216

<受付時間>

月曜日	午前8:30～午後7:00	* 月曜日が祝日の場合、翌開所日は午後7:00まで。
火～金曜日	午前8:30～午後5:15	* 祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。
第2土曜日	午前9:30～午後4:00	

○ お問い合わせの際は、**はがき** (年金生活者支援給付金請求書) をご用意ください。

(注) 開通し電話が発生しておきますので、おかけ間違いのないようご注意ください。

## 支給要件と給付額の計算方法

### 給付金種別が「遺族」の方

※本パンフレットに記載の給付金額等は令和3年8月時点の金額です。

#### ■ 支給要件 「老齢」の方

以下の支給要件をすべて満たしている方が対象となります。

- ① 65歳以上で、老齢基礎年金※を受けています
- ② 請求される方の世帯全員の市町村民税が非課税となっています
- ③ 前年の年金収入額とその他の所得額の合計が881,200円以下である

※ 旧法の老齢年金、旧共済の退職年金、その他の老齢・退職を支給事由とする年金であって、政令で定める年金についても対象となります。

#### ■ 給付額

基準額に、保険料納付済期間等に応じて算出され、次の①と②の合計額となります※1。

#### ① 保険料納付済期間に基づく額（月額）

$$= 5,030\text{円} \times \text{保険料納付済期間} \approx 2 / 480\text{月} \approx 3$$

#### ② 保険料免除期間に基づく額（月額）

$$= 10,845\text{円} \times \text{保険料免除期間} \approx 2 / 480\text{月} \approx 3$$

※ 1 前年の年金収入額とその他の所得額の合計が781,200円を超える881,200円以下の方には、

①に一定割合（注）を乗じた補足的老齢年金生息者支援給付金が支給されます。

（注） $(881,200\text{円} - \text{前年の年金収入と所得の合計額}) \div 100,000\text{円}$ で計算します。

※ 2 給付額の算出のもととなる保険料納付済期間や保険料免除期間は、お手持ちの年金証書や支給金額変更通知書等で確認できます。

※ 3 昭和16年4月1日以前に生まれた方は、生年月日に応じて480月を短縮します。

※ 4 保険料全額免除、3/4免除、1/2免除期間は10,845円（老齢基礎年金満額（月額）の1/6）、

保険料1/4免除期間は5,422円（老齢基礎年金満額（月額）の1/12）となります。

毎年度の老齢基礎年金の額の改定に応じて変動します。

#### ■ 給付額の例

→ 納付済月数が480ヶ月、全額免除月数が0ヶ月の場合

$$\begin{aligned} & \text{① } 5,030\text{円} \times 480 / 480 = 5,030\text{円} \quad \text{② } 10,845\text{円} \times 0 / 480 = 0\text{円} \\ & \text{＜合計＞ } ① + ② = 5,030\text{円} \end{aligned}$$

### 給付金種別が「障害」の方

#### ■ 支給要件

以下の支給要件をすべて満たしている方が対象となります。

- ① 障害基礎年金※1を受けています

② 前年の所得額が「4,721,000円+扶養親族の数×38万円※2」以下である

※ 1 旧法の障害年金、旧共済の障害年金であって、政令で定める年金についても対象となります。

※ 2 同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、

特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

#### ■ 給付額

○ 障害等級が1級の方 : 6,288円（月額）

○ 障害等級が2級の方 : 5,030円（月額）

#### ■ 支給要件

以下の支給要件をすべて満たしている方が対象となります。

- ① 遺族基礎年金を受けています

② 前年の所得額が「4,721,000円+扶養親族の数×38万円※2」以下である

※ 同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、  
特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

#### ■ 給付額

○ 5,030円（月額）

ただし、2人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合は、5,030円を子の割合で支給された金額がそのままになります。

#### ■ 留意事項

##### ■ 添付書類は不要

・市町村から提供を受けた所得情報により、年金生活者支援給付金の支給要件を満たしていけるか判定しているので、基本的に譲渡証明書等の添付は必要ありません。

※ 所得情報を確認できない場合など、提出をお願いする場合もあります。

※ 所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合に、正しく申告する必要があります。

・支給要件を満たす場合、2年目以降のお手続きは原則不要となります。

・支給要件を満たさなくなつた場合、年金生活者支援給付金は支給されません。

その際は「年金生活者支援給付金 不該当通知書」をお送りします。

##### ■ 給付額の改定

・給付額は、毎年度、物価の変動による改定（物価スライド改定）があります。  
・給付額を改定した場合は、「年金生活者支援給付金 支給金額改定通知書」をお送りします。

##### ■ 年金生活者支援給付金が支給されない場合

・次の①～③のいずれかの事由に該当した場合、年金生活者支援給付金は支給されません。  
① 日本国内に住所がないとき  
② 年金が全額支給停止のとき  
③ 刑事施設等に拘禁されているとき  
・①または③の場合には必ず届出が必要となりますが、給付金専用ダイヤルまたは年金事務所にご相談ください。

##### ■ ご記入が困難な場合

✓ 請求書の氏名などを自筆で書くことが困難な場合には、代理人などがご本人の氏名などをご記入いただけます。